



# 「障害がある子」より名前で呼べる関係を

久留米市は、障害者差別を禁止する条例を制定する準備を進めています。内容の検討に関わった団体のうちの1つ、NPO法人「久留米市手をつなぐ育成会」の藤野薫さんに話を聞きました。

## 近所のつながりに救われて

私たち育成会は、昭和27（1952）年に東京で結成された、知的障害がある人の保護者を中心とした全国組織です。久留米市では昭和50（1975）年に発足。障害がある人が地域で豊かに暮らしていこうと、現在140世帯の会員が活動しています。

私には知的障害がある28歳の息子がいます。息子が小学生の頃、登下校で寄り道をしたり、病院の中を通り抜けたりして帰ることが度々ありました。探し回っていると警備の人や店の人が「あそこにいるよ」と顔と名前を覚えて教えてくれてとても助かりました。会員の中には、障害のあるなしに関係なく、放課後、小学校から



育成会の仲間と今日も笑顔



藤野薫さん

令和5年6月から久留米市手をつなぐ育成会会長を務める。「きんようほっとカフェ」では、入れたてのコーヒーで保護者の悩みに寄り添う

の友達と自宅で遊ぶ中学生もいます。近所の友達の関係は何よりの宝です。何か困ったことがあれば、以前は保護者同士で相談していましたが、だんだん専門職だけを頼り、地域とのつながりが薄くなっているように思います。福祉サービスの充実は必要ですが、障害がある人の暮らしや人とのつながりが、家庭と福祉関係者だけになってしまうのではと心配しています。

## 家族の悩みも支え合う

家族ぐるみの交流に始まった活動は、障害があっても地域で暮らし続ける環境づくりへと発展しました。最近は保護者の高齢化に直面。障害がある人のきょうだいから親の介護相談が寄せられています。保護者の人生、保護者なき後の障害がある人の人生、大変な時期こそ支えられる関係性を作りたいと思うようになりました。

そこで、本人や家族が安心できる場を作ろうと、平成28年からオープンスペースを運営し始めました。市内3カ所に誰でも寄れる場所が誕生。自然に出会う場があるとお互いの理解が進み、思いがけないことも一緒に楽しめます。出会いを通じて、地域で「障害がある子」と捉えるのではなく、「〇〇さん」と名前呼び合関係ができればと思っています。

◎障害者福祉課

(☎0942・30・9035、FAX 0942・30・9752)

## マイナンバーカード早めに受け取りを

# マイナポイント 申し込みは9月まで

## 早めにポイントの申し込みを

今年の2月末までにマイナンバーカードの交付申請をした人が、マイナポイントの対象です。締め切りは9月末。ポイントを受け取る電子決済の種類によっては、期限が早く設定されているため、9月末に申し込んでもポイントが受け取れないこともあります。早めに申し込んでください。


## カードの受け取りは8月中旬

マイナポイントの申し込みに、マイナンバーカードが必要で、交付窓口は、ポイントの申込期限の9月末に混雑が予想されます。2月末までにカードの申請をした人は、8月中の受け取りをお勧めします。受け取りには予約が

必要です。電話かウェブで申し込みをしてください。

平日の受け取りが難しい人のために、休日の交付窓口を設けています。時間は9時から17時まで。交付日はホームページで確認してください。

■カード受け取り窓口  
本庁舎3階  
コールセンター  
☎0942・30・9229  
FAX 0942・30・9758  
月曜から金曜 9時～17時（木曜は19時まで）  
■市ホームページからWEB予約



◎総務課 (☎0942・30・9052、FAX 0942・30・9706)

## 消費生活 Q & A



# クーリング・オフできると思ったのに

消費者側から一方的に契約を解除できるクーリング・オフ制度があります。ところが購入方法によって、適用されないこともあります。近年増えているインターネット通信販売も対象外です。よくある事例を紹介します。



店舗に向いて購入した商品や通信販売にクーリング・オフ制度は適用されません

**Q** A事業者のホームページに掲載されていた商品を気に入り、購入しました。その後、B事業者で安価なものを見つけたので、翌日Aに電話でクーリング・オフを申し込みました。注文からキャンセルまでわずか1日しか経過していないし、商品も届いていないのにクーリング・オフできないと言われました。

**A** クーリング・オフ制度は、消費者を保護するために法律で認められた制度です。適用されるのは、訪問販売や、電話による勧誘販売のように、事業者側が勧誘する販売などに限られます。消費者が事業者のホームページから注文する通信販売は適用外。通信販売での返品は、事業者の独自サービスによる場合に限定されます。商品の受け取りを拒否しても、支払い義務は消えません。商品購入の際は、十分に注意して手続きしてください。

◎消費生活センター (☎0942・30・7700、FAX 0942・30・7715)